12　だいこん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	だいこん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数１条	８ha

13　にんじん用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	にんじん用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数１条	３ha
自走式	収穫条数２条	５ha

14　ねぎ用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	ねぎ用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数１条	３ha

15　はくさい用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	はくさい用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	収穫条数１条	６ha

16　ほうれんそう用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	ほうれんそう用の収穫機の大きさ	利用規模の下限
自走式	刃幅1.3m以上	５ha

17　飼料作物用の収穫機の大きさに対応した利用規模の下限

形式	飼料作物用の収穫機の大きさ	利用規模の下限		
		稲	とうもろこし	牧草
自走式	全幅２ｍ 全高3.5m以上 重量５ｔ以上	20ha	20ha	15ha

注　利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準として算出した面積等である。

別記

$$１日当たり作業可能面積等＝\frac{１日の作業時間×実作業率}{作業能率}$$

注　１　実作業率は、１日の作業時間のうちほ場等内作業時間の割合である。

　　２　作業能率は、１ha当たりの必要作業時間である。

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５号

山形県鶴岡市城南町９番30―301号　県営城南アパート

債務者　今井　　恵

１　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１４４号

埼玉県草加市金明町628番地１　ピュールゴンゲン102号

債務者　久留　浩文

１　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号

神奈川県秦野市戸川1021番地の５、前住所神奈川県秦野市戸川1020番地の５

債務者　籠谷奈央子（旧姓曽我）

１　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０号

静岡県富士宮市矢立町825番地の１　アーバンシティ富士宮矢立町602

債務者　村松ひとみ

１　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１０１号

愛知県一宮市浅野字天神41番地

債務者　大津　健嗣

１　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１０２号

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字羽根西48番地Ｂ号

債務者　岡留　佳子（旧姓前田）

１　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１７号

愛知県犬山市大字羽黒字南金屋48番地２　４棟302

債務者　中野　久子

１　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで　名古屋地方裁判所一宮支部